長　宛

特 例 転 出 届（郵送用）

・特例転出届は、転出予定日の**１４日前**からできます。
・特例転出は**マイナンバー（個人番号）カード**の交付を受けている方のみが対象となります。特例転出では、転出証明書等は交付されません。転入届の際に、**マイナンバー（個人番号）カード**の提示が必要となります。
　ただし、転出予定日から１４日過ぎると、特例転入の手続きができなくなる場合があります。
・特例転入の際、カードに登録されている暗証番号の入力が必要となります（暗証番号がわからない場合は、転入先の市区町村で再設定が必要となります)。
・国民健康保険、介護保険、税関係等で別途窓口に来ていただく必要がある場合もありますので、ご了承ください。
・住み始めてから１４日以内に、転入先の市区町村役場に転入届を行ってください。

◆上記をよくお読みいただき、太枠の中をご記入願います。

作成年月日	年　月　日	届 出 人	
新しい住所に住み始める予定日	年　月　日	電話番号	

※平日の昼間の連絡先を記入して下さい。

住所	新		世帯主の氏名	新	
	旧			旧	

		氏　名	生 年 月 日	性別	**住民票コード**（わかる場合だけ記入してください。）	個人番号カード所有の有・無
転出する人	1		明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日	男・女		有・無
	2		明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日	男・女		有・無
	3		明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日	男・女		有・無
	4		明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日	男・女		有・無
	5		明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日	男・女		有・無

※次のページも御覧ください。

＜郵送による特例転出届に必要な書類＞

① 特例転出届（郵送による）・・・１ページ目

② 本人確認書類のコピー

◆１点でよいもの
マイナンバー（個人番号）カード・運転免許証・在留カード等の官公署発行の顔写真付きの身分証明書

◆２点以上必要なもの
健康保険証（保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの）・年金手帳・年金証書・預金通帳（キャッシュカード）・診察券等

＜マイナンバーカードの継続利用について＞

転入先でもカードを継続して利用するためには以下の期間内に手続きをする必要があります。①～③の期間を経過すると、カードが失効してしまう場合がありますのでご注意ください。

① 転出予定日から３０日以内
② 転入した日（実際に住み始めた日）から１４日以内
③ 転入届出日から９０日以内

◆手続きできるのは、カードの所有者本人または転入先で所有者と同一世帯となる人です。
◆カードに登録してある暗証番号の入力が必要となります。

※マイナンバーカードの署名用電子証明書は、転出した際に失効していますので、引き続きご利用を希望される場合は、継続利用の手続きと合わせて再度取得してください。

※ご不明な点については、お問い合わせください。